

## 石川県障害者授産施設等通所交通費補助金交付要綱

### 第1 目的

この補助金は、通所授産施設等（別表第一に定める施設）を利用する障害者の交通費の負担を軽減し、もって社会復帰、社会参加の促進を図るため、予算の範囲内において交付するものとし、その交付については、石川県補助金交付規則（昭和34年石川県規則第29号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### 第2 交付の対象

この補助金の対象者は、石川県内（身体障害者及び知的障害者については金沢市を除く。）に住所を有する障害者で別表第二に定める者（以下「助成対象利用者」という。）に対して交通費助成を行う通所授産施設等の運営者（以下「運営者」という。）とする。

### 第3 補助金の額

補助金の額は、別表第三に基づき算出した額と、通所授産施設等が助成した額を比較して少ない方の額とする。

### 第4 交付申請

この補助金の交付の申請をしようとする運営者は、別記様式第1号による補助金交付申請書を、知事に対し、毎年度4月初めに提出しなければならない。

### 第5 補助金の交付決定

知事は、第4の申請書を受理したときは、その適否を審査し、相当と認めるときは、補助金の交付を決定し、運営者に通知するものとする。

### 第6 補助金の変更交付申請

第5の通知を受けた運営者は、事業の変更等により申請の内容を変更する場合は、別に指定する日に別記様式第2号による補助金変更交付申請書を知事に提出しなければならない。

### 第7 実績報告

運営者は、事業が完了したときは、事業が完了した日から起算して30日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに別記様式第3号による実績報告書を知事に提出しなければならない。

## 第8 助成対象利用者の手続等

助成対象利用者は、毎年度4月初めに（年度の途中に入所した者については入所した日の属する月の末日までに）通所届出書（別記様式第4号）に対象者であることが分かる資料を添付して運営者に提出するものとする。

2 助成対象利用者は、次の各号に該当する事由が生じたときは、すみやかに通所方法等変更届出書（別記様式第5号）を運営者に提出するものとする。

(1) 住所変更等により利用交通機関、経路、区間等通所方法を変更したとき。

(2) 通所のために負担する運賃等の額に変更があったとき。

3 運営者は、助成対象利用者の通所方法を確認した上で、原則として、定期券利用者及び自家用車利用者に対しては月ごとに現金を支給することにより、回数券利用者及び普通乗車券利用者に対しては日ごとに回数券又は現金を支給することにより、交通費助成を行うものとする。

## 第9 交通費の返還

運営者は、助成対象利用者が虚偽の申請及びその他不正な手段により交通費の補助を受けたときは、その全部または一部を返還させることができるものとする。

## 第10 書類の保管

補助事業者は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、収入及び支出についての証拠書類とともに事業完了後5年間保管しておかなければならない。

## 附 則

1 この要綱は、平成19年4月1日から適用する。

2 石川県精神障害者小規模作業所等通所交通費補助金交付要綱及び石川県心身障害者通所授産施設等通所交通費補助金交付要綱は、廃止する。

## 附 則

この要綱は、平成23年4月1日から適用する。

## 附 則

この要綱は、平成24年4月1日から適用する。

## 附 則

この要綱は、平成28年4月1日から適用する。

別表第一

<p>1 就労移行支援事業所</p> <p>2 就労継続支援B型事業所</p> <p>3 地域活動支援センター（ただし、平成18年9月30日時点で小規模作業所及び小規模通所授産施設として運営していたものに限る。）</p>
--

別表第二

区分	通所方法
<p>身体障害者手帳所持者</p>	<p>西日本旅客鉄道株式会社の経営する鉄道 （片道の乗車距離が100メートル以上のものを除く。）</p>
<p>療育手帳所持者</p>	
<p>精神障害者保健福祉手帳所持者 又は自立支援医療（精神通院医療）もしくは障害年金の受給者</p>	<p>1 西日本旅客鉄道株式会社の経営する鉄道 （片道の乗車距離が100メートル以上のものを除く。）</p> <p>2 住居から授産施設等までの距離が片道2キロメートル以上の通所者が使用する自家用車（原動機付自転車を除く。）</p> <p>3 精神障害者保健福祉手帳所持者に対する運賃減免の措置を講じている公共交通機関（対象：精神障害者保健福祉手帳を申請したが交付されなかった精神障害者。）</p>

（注）上記にかかわらず、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号）」に規定される送迎加算の届出を行った授産施設等に通所する者のうち、住居から授産施設等までの直線距離が10km以内の者については、原則対象としない。

別表第三

対象者	補助基準額	補助金額
公共交通機関を利用する障害者	<p>月ごとに次の金額のうち低い方の額</p> <p>① 最も経済的な定期券の購入に要した額 (1か月当たり)</p> <p>② 回数券1枚単価×各月の実通所日数×2</p>	$\text{補助基準額} \times \text{通所月数} \times \frac{1}{2}$
自家用車を利用する精神障害者	<p>1日につき住居から授産施設等までの片道の走行距離数に1キロメートルあたり13円を乗じた額</p>	$\text{補助基準額} \times \text{通所日数} \times \frac{10}{10}$

(注1) 回数券1枚単価=片道の運賃額×10/11

(注2) 円未満の端数については、その端数が生じた時点で切り捨てる。

(注3) 利用者1名あたりの上限を月1万円とする。